

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 28 年 4 月 12 日

三次市長 増田 和俊

## 記

### 1 協議の場を設けた区域の範囲

三次市全域

### 2 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 28 年 2 月 8 日

### 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体数	法人	44	経営体
	個人	43	経営体

### 4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はあるが十分ではない。

### 5 農地中間管理機構の活用方針

担い手への農地集積を進める中で、一つの手法として農地中間管理機構を活用する。

### 6 地域農業の将来のあり方

三次市内で活躍する認定農業者を中心とした「地域の中心となる経営体」への農地集積を推進する。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 28 年 4 月 12 日

三次市長 増田 和俊

## 記

1 協議の場を設けた区域の範囲

有原地区（三次市有原町）

2 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 27 年 11 月 2 日

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体数	法人	1 経営体
	個人	1 経営体

4 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている。

5 農地中間管理機構の活用方針

農業経営の現状維持を希望する農地所有者を含め、中長期に中心経営体への農地集約を促進する。

6 地域農業の将来のあり方

プランエリア内の農地を担い手に集約するため、農地の出し手は極力農地中間管理機構を活用する。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 28 年 4 月 12 日

三次市長 増田 和俊

## 記

1 協議の場を設けた区域の範囲

西入君地区（三次市君田町）

2 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 27 年 9 月 29 日

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体数 法人 1 経営体

4 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている。

5 農地中間管理機構の活用方針

農業経営の現状維持を希望する農地所有者を含め、中長期に中心経営体への農地集約を促進する。

6 地域農業の将来のあり方

プランエリア内の農地を担い手に集約するため、農地の出し手は極力農地中間管理機構を活用する。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 28 年 4 月 12 日

三次市長 増田 和俊

## 記

1 協議の場を設けた区域の範囲

卸子地区（三次市君田町）

2 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 27 年 9 月 29 日

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体数 法人 1 経営体

4 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている。

5 農地中間管理機構の活用方針

農業経営の現状維持を希望する農地所有者を含め、中長期に中心経営体への農地集約を促進する。

6 地域農業の将来のあり方

プランエリア内の農地を担い手に集約するため、農地の出し手は極力農地中間管理機構を活用する。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 28 年 4 月 12 日

三次市長 増田 和俊

## 記

1 協議の場を設けた区域の範囲

神杉中央地区（三次市廻神町）

2 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 28 年 2 月 23 日

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体数	法人	2 経営体
	個人	4 経営体
	営農集団	1 団体

4 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている。

5 農地中間管理機構の活用方針

農業経営の現状維持を希望する農地所有者を含め、中長期に中心経営体への農地集約を促進する。

6 地域農業の将来のあり方

プランエリア内の農地を担い手に集約するため、農地の出し手は極力農地中間管理機構を活用する。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 28 年 4 月 12 日

三次市長 増田 和俊

## 記

1 協議の場を設けた区域の範囲

浄見寺地区（三次市高杉町）

2 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 28 年 2 月 26 日

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体数 法人 3 経営体

4 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている。

5 農地中間管理機構の活用方針

農業経営の現状維持を希望する農地所有者を含め、中長期に中心経営体への農地集約を促進する。

6 地域農業の将来のあり方

プランエリア内の農地を担い手に集約するため、農地の出し手は極力農地中間管理機構を活用する。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 28 年 4 月 12 日

三次市長 増田 和俊

## 記

1 協議の場を設けた区域の範囲

石原地区（三次市君田町）

2 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 28 年 3 月 17 日

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体数	法人	2 経営体
	個人	4 経営体

4 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている。

5 農地中間管理機構の活用方針

農業経営の現状維持を希望する農地所有者を含め、中長期に中心経営体への農地集約を促進する。

6 地域農業の将来のあり方

プランエリア内の農地を担い手に集約するため、農地の出し手は極力農地中間管理機構を活用する。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 28 年 4 月 12 日

三次市長 増田 和俊

## 記

1 協議の場を設けた区域の範囲

上定・本郷上地区（三次市大田幸町）

2 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 27 年 10 月 22 日

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体数	法人	1 経営体
	個人	1 経営体

4 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている。

5 農地中間管理機構の活用方針

農業経営の現状維持を希望する農地所有者を含め、中長期に中心経営体への農地集約を促進する。

6 地域農業の将来のあり方

プランエリア内の農地を担い手に集約するため、農地の出し手は極力農地中間管理機構を活用する。



農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 28 年 4 月 12 日

三次市長 増田 和俊

## 記

1 協議の場を設けた区域の範囲

東河内地区（三次市東河内町）

2 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 27 年 10 月 9 日

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体数 法人 1 経営体

4 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている。

5 農地中間管理機構の活用方針

農業経営の現状維持を希望する農地所有者を含め、中長期に中心経営体への農地集約を促進する。

6 地域農業の将来のあり方

プランエリア内の農地を担い手に集約するため、農地の出し手は極力農地中間管理機構を活用する。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 28 年 4 月 12 日

三次市長 増田 和俊

## 記

1 協議の場を設けた区域の範囲

西組地区（三次市和知町）

2 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 27 年 8 月 6 日

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体数	法人	1 経営体
	個人	1 経営体

4 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている。

5 農地中間管理機構の活用方針

農業経営の現状維持を希望する農地所有者を含め、中長期に中心経営体への農地集約を促進する。

6 地域農業の将来のあり方

プランエリア内の農地を担い手に集約するため、農地の出し手は極力農地中間管理機構を活用する。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 28 年 4 月 12 日

三次市長 増田 和俊

## 記

1 協議の場を設けた区域の範囲

片野上地区（三次市吉舎町）

2 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 27 年 8 月 31 日

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体数 法人 1 経営体

4 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている。

5 農地中間管理機構の活用方針

農業経営の現状維持を希望する農地所有者を含め、中長期に中心経営体への農地集約を促進する。

6 地域農業の将来のあり方

プランエリア内の農地を担い手に集約するため、農地の出し手は極力農地中間管理機構を活用する。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 28 年 4 月 12 日

三次市長 増田 和俊

## 記

1 協議の場を設けた区域の範囲

田利郷地区（三次市三良坂町）

2 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 27 年 8 月 18 日

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体数	法人	2 経営体
	個人	3 経営体

4 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている。

5 農地中間管理機構の活用方針

農業経営の現状維持を希望する農地所有者を含め、中長期に中心経営体への農地集約を促進する。

6 地域農業の将来のあり方

プランエリア内の農地を担い手に集約するため、農地の出し手は極力農地中間管理機構を活用する。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 28 年 4 月 12 日

三次市長 増田 和俊

## 記

1 協議の場を設けた区域の範囲

福田地区（三次市甲奴町）

2 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 27 年 9 月 25 日

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体数 個人 8 経営体

4 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている。

5 農地中間管理機構の活用方針

農業経営の現状維持を希望する農地所有者を含め、中長期に中心経営体への農地集約を促進する。

6 地域農業の将来のあり方

プランエリア内の農地を担い手に集約するため、農地の出し手は極力農地中間管理機構を活用する。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 28 年 4 月 12 日

三次市長 増田 和俊

## 記

1 協議の場を設けた区域の範囲

宇賀地区（三次市甲奴町）

2 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 28 年 3 月 2 日

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体数 法人 1 経営体

4 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている。

5 農地中間管理機構の活用方針

農業経営の現状維持を希望する農地所有者を含め、中長期に中心経営体への農地集約を促進する。

6 地域農業の将来のあり方

プランエリア内の農地を担い手に集約するため、農地の出し手は極力農地中間管理機構を活用する。